

班長のごみ集積場所に係る職務・作業について

班長の職務の一つにごみ・資源物の集積場所に関わる次の作業があります。
会員のみなさまのご理解とご協力を得て、集積場所が清潔で気持ち良く使われるよう取り組みをお願いします。また集積場所の順番や変更はそのグループで話し合いをお願いします。

1 ごみネット等の支給

自治会では予算の範囲内で、ごみネット等の支給とケージ購入資金の補助を行っています。

種類	概要	
ごみネット・ブルーシート・アルミ棒の支給	毎年5月に募集（班長宛てに通知がされます） 申込が予算をオーバーした場合は抽選で順位を決めて配布	自治会で購入して配布
カラス除けケージ購入資金の補助		ごみ集積場所1ヶ所に付き1台あたり4千円を補助

- ・副班長や集積場所の方と相談の上、ごみネット等の破損状況により取り替えが必要な場合は申請して下さい。
- ・班内の集積場所全ての状況確認をお願いします。

2 集積場所への出し方（収集日・分別など）の問題等

- ・ルールを守らない出し方があった場合、市は啓発のため当日は収集をしませんが後日回収をします。回収までに臭いやカラスの被害等がある場合は環境事業センターに連絡して下さい。
- ・ごみの出し方等の啓発ポスターが必要な場合は、環境事業センターへ申し込んで下さい。

*** 環境事業センター 問い合わせは ☎0467-57-0200**

3 集積場所の確認・調査

12月に翌年度の集積場所の確認調査を下記の要領で行います。（班長宛てに通知がされます）

- ・班内の当該年度の「燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物」の集積場所を記した地図を基に翌年度の集積場所の確認をしていただき、変更の有無の報告をします。
- ・隣接する班との間に集積場所がある場合はその班の班長にも確認の上報告をお願いします。（報告は他の班と重複しても構いません）

*自治会では最終案を取りまとめ変更内容を市に申請します。

- ・市の承認があり次第、新年度の集積場所を皆様にご報告をしますので、ご対応をお願いします。

以上